

在外同胞の所持せる勸業債券及び生命保険に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十六日

北條 秀一

参議院議長 松平 恒雄 殿

昭和廿參年 癸月廿八日

在外同胞の所持せる勸業債券及び生命保険に關する質問主意書

このことに付て政府は昭和二十二年十一月二十一日内閣參甲第一三号を以て答弁書を送付されたが、研究調査の結果を更めて回答する旨を約束された次第である。然るに爾來二ヶ月を経過した今日未だ何等の回答のないことは怠慢と云わねばならぬ。よつて速かに調査の結果を回答されたく、重ねて回答せらるべき点を列記して質問する。

一、勸業債券で外地に割当てたものは何れ位あるか。

二、在外同胞が外地に於て本國の生命保險会社と契約した分は何れ位あるか、全生命保險会社の分をとり

まとめて回答されたい。